

議案第三十四号

宇部市営住宅条例中一部改正の件

宇部市営住宅条例（平成九年条例第二十八号）の一部を次のように改める。
令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠 圭 二

別表中央町第六借上住宅の項及び常盤町借上住宅の項を削る。

附 則

この条例中別表中央町第六借上住宅の項を削る改正規定は令和七年六月一日から、同表常盤町借上住宅の項を削る改正規定は令和七年七月一日から施行する。

「説明」

中央町第六借上住宅及び常盤町借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧
新
旧
対
照
表
新

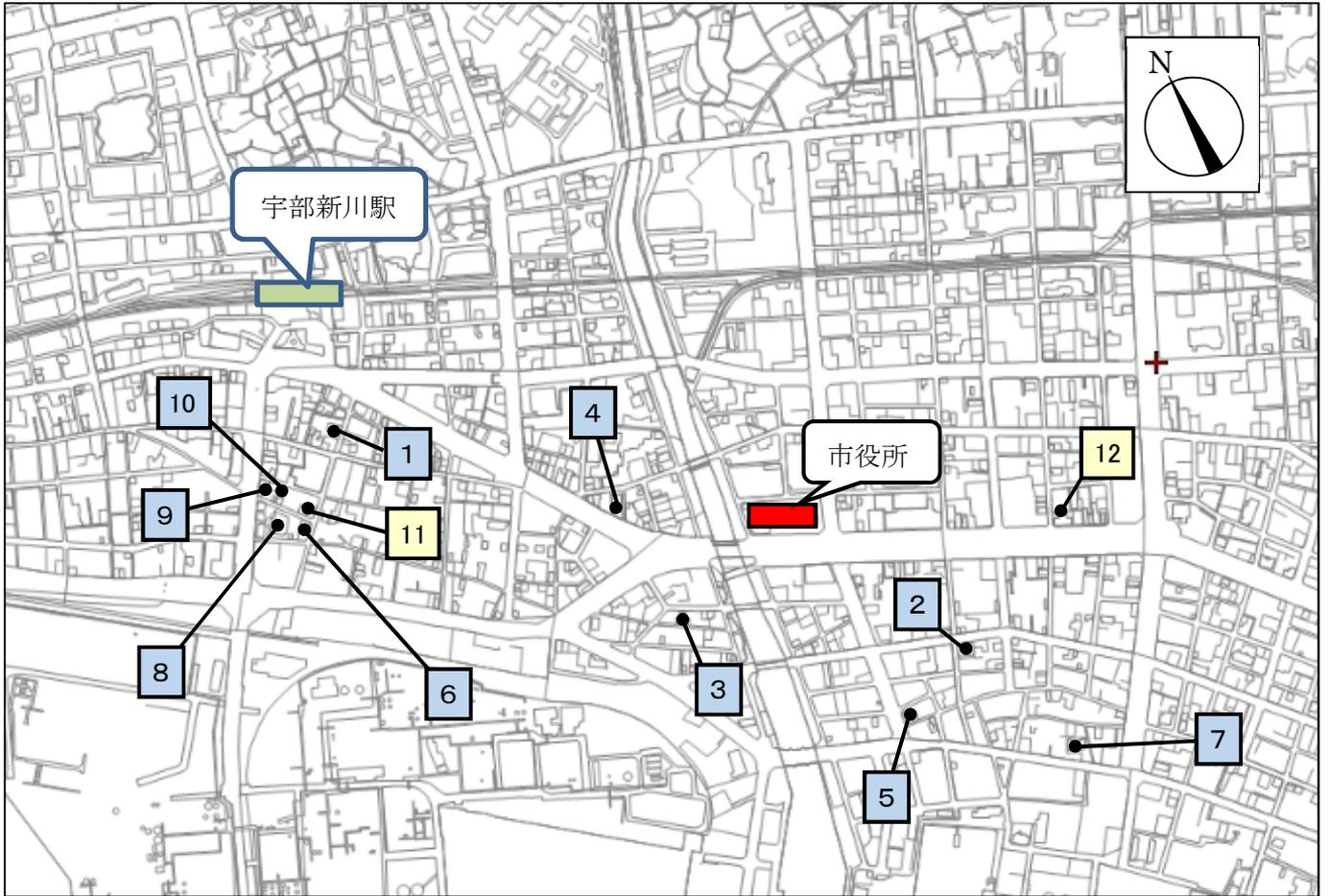
別表(第三条関係)

名称	位置
新栄住宅	宇部市大字船木字猿喰四五一番地
中央町第六 借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
常盤町借上 住宅	宇部市常盤町二丁目四番

別表(第三条関係)

名称	位置
新栄住宅	宇部市大字船木字猿喰四五一番地

宇部市借上型市営住宅一覧



番号	名称	戸数	契約期間満了日	備考
1	中央町借上住宅	12	令和2年(2020年)3月31日	中央ハイツ
2	東本町借上住宅	30	令和2年(2020年)3月31日	新天町センターハイツ
3	新町借上住宅	11	令和2年(2020年)7月31日	ミストラル2000
4	相生町借上住宅	24	令和3年(2021年)10月31日	メゾン相生
5	東本町第二借上住宅	20	令和4年(2022年)5月31日	アビリティ東本町
6	中央町第二借上住宅	6	令和5年(2023年)8月31日	中原ビル
7	東本町第三借上住宅	24	令和5年(2023年)9月30日	レジデンス東本町
8	中央町第三借上住宅	48	令和6年(2024年)4月30日	アンビエンテ
9	中央町第四借上住宅	6	令和6年(2024年)8月31日	広島屋ビル
10	中央町第五借上住宅	6	令和7年(2025年)1月4日	さくらB.D
11	中央町第六借上住宅	6	令和7年(2025年)5月31日	カーサ合歓
12	常盤町借上住宅	35	令和7年(2025年)6月30日	Lesta クシペ
計		228		

※ …… 返還完了したもの

…… 令和7年度に返還予定のもの

議案第42号

和 解 に つ い て

下記のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 和解の相手方

川崎市幸区堀川町72番地34

東芝エネルギーシステムズ株式会社

代表取締役社長 島田太郎

2 事案の概要

令和元年10月4日付け締結した宇部市新庁舎1期棟新築(電気設備)工事請負契約書に基づき市が設置した自立型水素エネルギー供給システム(以下「機器」という。)において、水素製造装置の故障が頻発することから機器を撤去することとし、市が被った損害の賠償を機器の製造元である相手方に求めるもの

3 和解の概要

- (1) 相手方は、市に対し、本事案の損害賠償金として金 XXXXXXXXXX円を支払う。
- (2) (1)の金額に機器の撤去に要する費用は含めず、当該費用については、相手方の負担によるものとする。
- (3) 当事者双方は、本事案に関し、上記以外は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第43号

恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり恩田運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
恩田運動公園	宇部市恩田町四丁目

2 指定管理者の候補者

宇部市スポーツ協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市スポーツ協会

理事長 千葉泰久

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水野明人

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和21年3月31日まで

議案第三十五号

宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

宇部市手数料徴収条例（昭和二十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

別表建築物等確認申請手数料の部中

構造計算書の添付を要しないもの		構造計算書の添付を要するもの	
床面積の合計		床面積の合計	
三〇平方メートル以下のもの	六、〇〇〇円	三〇平方メートル以下のも 三〇平方メートルを 超え一〇〇平方メ ートル以下のもの	一四、〇〇〇円
三〇平方メートルを 超え一〇〇平方メ ートル以下のもの	一二、〇〇〇円	一〇〇平方メートル を超え二〇〇平方 メートル以下のもの	二二、〇〇〇円
一〇〇平方メートル を超え二〇〇平方 メートル以下のもの	二〇、〇〇〇円	二〇〇平方メートル を超え五〇〇平方 メートル以下のもの	二八、〇〇〇円
一〇〇平方メートル を超え二〇〇平方 メートル以下のもの	二〇、〇〇〇円	三〇平方メートル以 下のもの	九、〇〇〇円

二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以下のもの	三四、〇〇〇円				
五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以下のもの	五一、〇〇〇円				
一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以下のもの	七三、〇〇〇円				
二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以下のもの	一九四、〇〇〇円				
一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以下のもの	三三七、〇〇〇円				
五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの	五五二、〇〇〇円				

を

床面積の合計		
三〇平方メートル以下のもの	一〇、〇〇〇円	
三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以下のもの	一七、〇〇〇円	
一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以下のもの	二八、〇〇〇円	

二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以下のもの	三五、〇〇〇円
三〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以下のもの	七一、〇〇〇円
一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以下のもの	一二一、〇〇〇円
二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以下のもの	二五〇、〇〇〇円
一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以下のもの	四五〇、〇〇〇円
五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの	六一〇、〇〇〇円

に改め、同部建築基準法第八七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第八七条の四において準用する同法第八八条第二項の規定により通知される計画に対する審査の項中「一二、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第八八条第一項及び第二項において準用する同法第六条第一項の規定による工作物に関する確認の申請又は同法第八八条第一項及び第二項において準用する同法第八八条第二項の規定により通知される計画に対する審査の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同部備考第三項を同部備考第七項とし、同部備考第二項を同部備考第六項とし、同部備考第一項の次に次の四項を加える。

2 一戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五三号）第一条第一項に規定する特定建築行為（以下この部において「特定建築行為」という。）に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、同法第一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。

- 一 二〇〇平方メートル未満のもの 一〇、〇〇〇円
- 二 二〇〇平方メートル以上のもの 一一、〇〇〇円

3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。

- 一 四戸以下のもの 三四、〇〇〇円
- 二 五戸以上一五戸以下のもの 七五、〇〇〇円
- 三 一六戸以上四五戸以下のもの 九四、〇〇〇円
- 四 四六戸以上のもの 一三二、〇〇〇円

4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う一戸建ての住宅の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。

- 一 二〇〇平方メートル未満のもの 五、〇〇〇円
- 二 二〇〇平方メートル以上のもの 五、〇〇〇円

5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物

の構造及び設備に係る部分に限る。)を変更して行う共同住宅等の建築(特定建築行為であるものに限る。)であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。

- 一 四戸以下のもの 一七、〇〇〇円
- 二 五戸以上一五戸以下のもの 三七、〇〇〇円
- 三 一六戸以上四五戸以下のもの 四七、〇〇〇円
- 四 四六戸以上のもの 六六、〇〇〇円

別表建築物等完了検査申請手数料の部建築基準法第七条第一項又は第一八条第一七項の規定による建築物(同法第七条の三第一項の特定工程(以下この項において「特定工程」という。)に係るものを除く。)に関する完了検査の項中「第一八条第一七項」を「第一八条第二一項」に、「五〇〇平方メートル」を「三〇〇平方メートル」に、「一一、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「一五五、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「二六五、〇〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に、「四五二、〇〇〇円」を「六〇〇、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第七条第一項又は第一八条第一七項の規定による建築物(特定工程に係るものに限る。)に関する完了検査の項中「第一八条第一七項」を「第一八条第二一項」に、「五〇〇平方メートル」を「三〇〇平方メートル」に、「一一、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「一四九、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二五八、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に、「四四七、〇〇〇円」を「五九〇、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第八七条の四において準用する同法第七条第一項又は第一八条第一七項の規定による建築設備(特定工程に係るものを除く。)に関する完了検査の項中「第一八条第一七項」を「第一八条第二一項」に、「一八、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第八七条の四において準用す

る同法第七条第一項又は第一八条第一七項の規定による建築設備（特定工程に係るものに限る。）に関する完了検査の項中「第一八条第一七項」を「第一八条第二一項」に、「一七、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第八八条第一項及び第二項において準用する同法第七条第一項又は第一八条第一七項の規定による工作物に関する完了検査の項中「第一八条第一七項」を「第一八条第二一項」に、「一三、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同部備考第二項中「第二項及び第三項」を「第六項及び第七項」に改め、同表建築物等中間検査申請手数料の部建築基準法第七条の三第四項又は第一八条第二〇項の規定による建築物に関する中間検査の項中「第一八条第二〇項」を「第一八条第二九項」に、「五〇〇平方メートル」を「三〇〇平方メートル」に、「一一、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「六八、〇〇〇円」に、「一三四、〇〇〇円」を「一七〇、〇〇〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を「二八〇、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五八〇、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第八七条の四において準用する同法第七条の三第四項又は第一八条第二〇項の規定による建築物に関する中間検査の項中「第一八条第二〇項」を「第一八条第二九項」に、「一七、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同部建築基準法第八八条第一項において準用する同法第七条の三第四項又は第一八条第二〇項の規定による工作物に関する中間検査の項中「第一八条第二〇項」を「第一八条第二九項」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同部備考中「第二項及び第三項」を「第六項及び第七項」に改め、同表建築物等仮使用認定申請手数料の部建築基準法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第一八条第二四項第一号若しくは第二号の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の申請に対する審査の項中「第一八条第二四項第一号」を「第一八条第三八項第一号」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部備考第八項中「（平成二七年法律第五三号）第一五条第一項」を「第一四条第一項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一二条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する申請又は同法第一三条第二項の規定により通知される計画に対する審査の項中「第一二条第一項」を「第一一条第一項」に、「第一三条第二項」を「第一二条第二項」に、

非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）						
床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
一七三、〇〇〇円	二三四、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	四六九、〇〇〇円	五六八、〇〇〇円	七六三、〇〇〇円	八七〇、〇〇〇円

<p>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準（以下</p>	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p>						
	<p>床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>
	<p>一七三、〇〇〇円</p>	<p>二三四、〇〇〇円</p>	<p>三〇〇、〇〇〇円</p>	<p>四六九、〇〇〇円</p>	<p>五六八、〇〇〇円</p>	<p>七六三、〇〇〇円</p>	<p>八七〇、〇〇〇円</p>
	<p>三九、〇〇〇円</p>						

<p>「計算基準」という。）による判定に係るものに限る。）</p>		<p>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ②及び同号ロ②に定める基準又は誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）による判定に係るものに限る。）</p>		<p>一戸建ての住宅（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）</p>		<p>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）</p>	
<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以上のもの</p>
<p>四三、〇〇〇円</p>	<p>二〇、〇〇〇円</p>	<p>二一、〇〇〇円</p>	<p>二九、〇〇〇円</p>	<p>三二、〇〇〇円</p>	<p>一二八、〇〇〇円</p>	<p>二六七、〇〇〇円</p>	<p>三六〇、〇〇〇円</p>
<p>五〇、〇〇〇円</p>	<p>五六、〇〇〇円</p>	<p>一一二、〇〇〇円</p>	<p>申請に係る戸数が五戸以上一五戸以下のもの</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以上のもの</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの</p>

共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）		申請に係る戸数が一六戸以上四五戸以下のもの	一六六、〇〇〇円
		申請に係る戸数が四六戸以上のもの	二四一、〇〇〇円
		申請に係る戸数が四戸以下のもの	九二、〇〇〇円
		申請に係る戸数が五戸以上一五戸以下のもの	一八九、〇〇〇円
		申請に係る戸数が一六戸以上四五戸以下のもの	二六三、〇〇〇円
		申請に係る戸数が四六戸以上のもの	三七五、〇〇〇円

に改め、同部備考に次の二項を加える。

3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じ、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準による判定に係るものに限る。）又は共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）に定める額を合算した額とする。

4 複合建築物について申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ、非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）若しくは非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）に定める額、非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）若しくは非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に

係るものを除く。)に定める額又は第二項の例により算定した額と、当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(計算基準による判定に係るものに限る。)、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(仕様基準等による判定に係るものに限る。)(若しくは共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。))に定める額又は第三項の例により算定した額を合算した額とする。

別表建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する申請又は同法第一三条第三項の規定により通知される計画の変更に対する審査の項中「第一二条第二項」を「第一一条第二項」に、「第一三条第三項」を「第一二条第三項」に、

<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p>	<p>床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>八七、〇〇〇円</p>
	<p>床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>一一七、〇〇〇円</p>
	<p>床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>一五一、〇〇〇円</p>
	<p>床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>二三五、〇〇〇円</p>
	<p>床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>二八五、〇〇〇円</p>

床面積の合計が一〇〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	三八二、〇〇〇円	
床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの	四三五、〇〇〇円	

を

非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）				
床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	八七、〇〇〇円			
床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの	一一七、〇〇〇円			
床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの	一五一、〇〇〇円			
床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	二三五、〇〇〇円			
床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	二八五、〇〇〇円			

<p>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの</p>	<p>六四、〇〇〇円</p>	<p>申請に係る戸数が五戸以上一五戸以下のもの</p>	<p>一三四、〇〇〇円</p>	<p>一戸建ての住宅（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>	<p>一戸建ての住宅（仕様基準による判定に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>一五、〇〇〇円</p>	<p>一戸建ての住宅（計算基準による判定に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>	<p>一戸建ての住宅（計算基準による判定に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が二五〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>四三五、〇〇〇円</p>	<p>床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二五〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>三八二、〇〇〇円</p>

準等を併用した方法による判定に係るものに限る。)に定める額を合算した額とする。

4 複合建築物について申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ、非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)若しくは非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るもの)を除く。)に定める額、非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)若しくは非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)若しくは非住宅建築物に係るものを除く。)に定める額又は第二項の例により算定した額と、当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(計算基準による判定に係るものに限る。)、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(仕様基準等による判定に係るものに限る。)若しくは共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。)に定める額又は第三項の例により算定した額を合算した額とする。

別表軽微変更該当証明申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二八年国土交通省令第五号)第三条に規定する軽微変更に関する証明申請に対する審査の項中「(平成二八年国土交通省令第五号)第三条」を「第五条」に、

非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が三〇平方メートル未満のもの	八七、〇〇〇円
	床面積の合計が三〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの	一一七、〇〇〇円
	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの	一五一、〇〇〇円

床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	二三五、〇〇〇円		
床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	二八五、〇〇〇円		
床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	三八二、〇〇〇円		
床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの	四三五、〇〇〇円		

を

非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）			
床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	八七、〇〇〇円		
床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの	一一七、〇〇〇円		
床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの	一五一、〇〇〇円		

<p>一戸建ての住宅（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）</p>	<p>一戸建ての住宅（仕様基準等による判定に係るものに限る。）</p>	<p>一戸建ての住宅（計算基準による判定に係るものに限る。）</p>										
			<p>床面積の合計が二〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二〇〇平方メートル以上二五〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二五〇平方メートル以上三〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が三〇〇平方メートル以上三五〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が三五〇平方メートル以上四〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が四〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>二八五、〇〇〇円</p>	<p>二三五、〇〇〇円</p>	<p>三〇〇、〇〇〇円</p>	<p>三二〇、〇〇〇円</p>
<p>一五、〇〇〇円</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>	<p>一〇、〇〇〇円</p>	<p>二二、〇〇〇円</p>	<p>二〇、〇〇〇円</p>	<p>四三五、〇〇〇円</p>	<p>三八二、〇〇〇円</p>	<p>二八五、〇〇〇円</p>	<p>二三五、〇〇〇円</p>	<p>三〇〇、〇〇〇円</p>	<p>三二〇、〇〇〇円</p>	<p>三三五、〇〇〇円</p>	<p>三八〇、〇〇〇円</p>

に改め、同部備考に次の二項を加える。

3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に依り、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）又は共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）に定める額を合算した額とする。

4 複合建築物について申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に依り、非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）若しくは非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）に定める額、非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）に定める額又は第二項の例により算定した額と、当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に依り、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）、共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）若しくは共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準と仕様基準等を併用した方法による判定に係るものに限る。）に定める額又は第三項の例により算定した額を合算した額とする。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「第三五条第一項」を「第三〇条第一項」に改め、同部備考第三項中「第三五条第一項各号」を「第三〇条第一項各号」に、「第三六条第二項」を「第三一条第二項」に改め、同部備考第十二項中「第三五条第二項」を「第三〇条第二項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第三六条第一項」を「第三一条第一項」に改め、同部備考第十三項中「第三六条第二項」を「第三一条第二項」に、「第三五条第二項」を「第三

○条第二項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の部を削り、同表優良宅地造成認定申請手数料の部の次に次のように加える。

宅地造成 等工事許 可中間検 査申請手 数料	宅地造成及び特 定盛土等規制法 (昭和三六 年法律第一九 一号) 第一五 条第二項 の規定に より同 法第一二 条第一 項の許可 を受け たものと みなさ れた工事 又は同 法第三四 条第二 項の規定 により 同法第三 〇条第 一項の許 可を受け たものと みなさ れた工事 に係る 中間検査	中間検査 を行う部 分の盛土 又は切土 をする土 地の面積	一〇、〇〇 〇平方メ ートル以 下のもの	五、二〇〇 円	一〇、〇〇 〇平方メ ートルを 超えるもの 二〇、〇 〇平方メ ートル以 下のもの	八、四〇〇 円	二〇、〇〇 〇平方メ ートルを 超えるもの 四〇、〇 〇平方メ ートル以 下のもの	一二、〇〇 〇円	四〇、〇〇 〇平方メ ートルを 超えるもの 七〇、〇 〇平方メ ートル以 下のもの	二〇、〇〇 〇円	七〇、〇〇 〇平方メ ートルを 超えるもの 一〇〇、〇 〇平方メ ートル以 下のもの	二九、〇〇 〇円
一枚を一つとして。												

附 則	
この条例は、令和七年四月一日から施行する。	
もの	一〇〇、〇
えるもの	〇〇平方メートルを超
	三八、〇〇〇円

「説明」

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部改正の趣旨を踏まえ、手数料の見直しを行うとともに、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の一部改正に伴う宅地造成等工事の中間検査に係る手数料の新設、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

<p>3 関する法律（平成二十七年法律第五三号）第一条第一項に規定する特定建築行為（以下この部において「特定建築行為」という。）に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、同法第一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。</p> <p>一 二〇〇平方メートル未満のもの 一〇、〇〇〇円</p> <p>二 二〇〇平方メートル以上のもの 一一、〇〇〇円</p> <p>3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる額を前記の額に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。</p> <p>一 四戸以下のもの 三四、〇〇〇円</p> <p>二 五戸以上一五戸以下のもの 七五、〇〇〇円</p> <p>三 一六戸以上四五戸以下のもの 九四、〇〇〇円</p> <p>四 四六戸以上のもの 一三二、〇〇〇円</p>
<p>4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う一戸建ての住宅の建築（特定建築行為であるものに限</p>

3	2

7	6
	<p>る。)であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第一項第一号に該当するものに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の額を前記の手数料の額に加算した額とする。</p> <p>一 二〇〇平方メートル未満のもの 二 二〇〇平方メートル以上のもの 五、〇〇〇円</p> <p>5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第一項第一号に該当するものに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第一一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額に加算した額とする。</p> <p>一 四戸以下のもの 一七、〇〇〇円 二 五戸以上一五戸以下のもの 三七、〇〇〇円 三 一六戸以上四五戸以下のもの 四七、〇〇〇円 四 四六戸以上のもの 六六、〇〇〇円</p>

建築物等
完了検査
申請手数料

建築基準法第七條第一項又は第七條第一項の建築物の敷地面積の算定に依るものとして認められるものとする。

○、 平○ 方○	超 え ル メ ○ 二	ト 方 ○ 一	の 下 の ル メ ○ も	ト 方 ○ 一	を ト 方 ○ 一	平 方 ○ 五	も 以 下 の ル メ ○	平 方 ○ 三	を ト 方 ○ 一	平 方 ○ 二	も 以 下 の ル メ ○	平 方 ○ 二	を ト 方 ○ 一	平 方 ○ 一	の 下 の ル メ ○ も	ト 方 ○ 三	超 え ル メ ○ 一	ト 方 ○ 一	の 下 の ル メ ○ も	
○ 七 円 四、 ○ ○				○ 五 円 四、 ○ ○				○ 三 円 三、 ○ ○					○ 二 円 二、 ○ ○				○ 一 円 五、 ○ ○			○ 一 円 一、 ○ ○

。す件ても査一
ると一つを検

建築物等
完了検査
申請手数料

建築基準法第七條第一項又は第七條第一項の建築物の敷地面積の算定に依るものとして認められるものとする。

○、 平○ 方○	超 え ル メ ○ 二	ト 方 ○ 一	の 下 の ル メ ○ も	ト 方 ○ 一	を ト 方 ○ 一	平 方 ○ 三	も 以 下 の ル メ ○	平 方 ○ 三	を ト 方 ○ 一	平 方 ○ 二	も 以 下 の ル メ ○	平 方 ○ 二	を ト 方 ○ 一	平 方 ○ 一	の 下 の ル メ ○ も	ト 方 ○ 三	超 え ル メ ○ 一	ト 方 ○ 一	の 下 の ル メ ○ も	
○ 七 円 九、 ○ ○				○ 五 円 五、 ○ ○				○ 四 円 一、 ○ ○					○ 四 円 四、 ○ ○				○ 二 円 六、 ○ ○			○ 一 円 八、 ○ ○

。す件ても査一
ると一つを検

査

下下方〇〇超ト方〇二 のルメ〇、えルメ〇、 も以ト平〇一をト平〇	のルメ〇、超ト方〇一 も以ト平〇えルメ〇、 の下ト方〇二をト平〇	の下ト方〇一をト平〇五 のルメ〇、超ト方〇一 も以ト平〇えルメ〇	も以ト平〇三 の下ト方〇二をト平〇三 のルメ〇、超ト方〇一 も以ト平〇えルメ〇	をト平〇二 超ト方〇二 のルメ〇、えルメ〇	も以ト平〇二 の下ト方〇二をト平〇二 のルメ〇、えルメ〇	の
〇〇〇〇 一三四、 〇	〇六六、 〇〇	〇四九、 〇〇	〇三一、 〇〇	〇二一、 〇〇		

査

下下方〇〇超ト方〇二 のルメ〇、えルメ〇、 も以ト平〇一をト平〇	のルメ〇、超ト方〇一 も以ト平〇えルメ〇、 の下ト方〇二をト平〇	の下ト方〇一をト平〇三 のルメ〇、超ト方〇一 も以ト平〇えルメ〇	も以ト平〇三 の下ト方〇二をト平〇三 のルメ〇、超ト方〇一 も以ト平〇えルメ〇	をト平〇二 超ト方〇二 のルメ〇、えルメ〇	も以ト平〇二 の下ト方〇二をト平〇二 のルメ〇、えルメ〇	の
〇〇〇〇 一七〇、 〇	〇六八、 〇〇	〇五〇、 〇〇	〇三二、 〇〇	〇二四、 〇〇		

手 数 料	定 申 請	計 画 認	新 建 築 等	建 築 物	低 炭 素	建築物等仮使用認定申請手数料											建築物等 建築基 礎 の 手 数 料 に つ い て 準 用 す る。	備考	間 検 査	す る 中	物 に 関 中	る 工 作	定 に よ	項 の 規	第 二 〇
						る 審 査	に 対 す	の 申 請	の 認 定	仮 使 用	作 物 の 工	又 は 設 備	築 物 、 建 築	る 建 築	定 に よ	号 の 規									
8 備考	用 に 供 す る 部 分 に 係 る 申 請 書 に 、 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向					一二〇、〇〇〇円											の 手 数 料 に つ い て 準 用 す る。	備考	間 検 査	す る 中	物 に 関 中	る 工 作	定 に よ	項 の 規	第 二 〇
						一二〇、〇〇〇円																			
						一二〇、〇〇〇円																			
						一二〇、〇〇〇円																			
											と す	一 つ て	を も	一 枚											

手 数 料	定 申 請	計 画 認	新 建 築 等	建 築 物	低 炭 素	建築物等仮使用認定申請手数料											建築物等 建築基 礎 の 手 数 料 に つ い て 準 用 す る。	備考	間 検 査	す る 中	物 に 関 中	る 工 作	定 に よ	項 の 規	第 二 九
						る 審 査	に 対 す	の 申 請	の 認 定	仮 使 用	作 物 の 工	又 は 設 備	築 物 、 建 築	る 建 築	定 に よ	号 の 規									
8 備考	用 に 供 す る 部 分 に 係 る 申 請 書 に 、 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向					一二〇、〇〇〇円											の 手 数 料 に つ い て 準 用 す る。	備考	間 検 査	す る 中	物 に 関 中	る 工 作	定 に よ	項 の 規	第 二 九
						一二〇、〇〇〇円																			
						一二〇、〇〇〇円																			
						一二〇、〇〇〇円																			
											と す	一 つ て	を も	一 枚											

査する審

査する審

分(計)	住宅部	に係る	建築物	は複合	宅等又	共同住	限る。	ものに	る判定	法によ	した方	を併用	基準等	と仕様	算基準	宅(計)	ての住	一戸建	限る。	ものに	る判定	等によ	様基準	宅(仕	ての住	一戸建	る。	のに限	係るも	判定に	による	算基準	宅(計)	ての住	一戸建			
	のもの	戸以下	数が四	係る戸	申請に	のもの	ル以上	メートル	が二〇	の合計	床面積	のもの	ル未満	メートル	〇平方	が二〇	の合計	床面積	ル以上	メートル	〇平方	が二〇	の合計	床面積	の	ル以上	メートル	〇平方	が二〇	の合計	床面積	の	ル未満	メートル	〇平方	が二〇	の合計	床面積
			〇六、 四〇〇				〇一六、 〇〇							〇一五、 〇〇					〇一一、 〇〇								〇二二、 〇〇								〇二〇、 〇〇			

共同住宅等	共同住宅等であつて	共用部分の	設計一次エネルギー消費量	消費量を算出しないもの	建築物	エネルギー消費	費性能	基準等
申請に係る戸数								
申請に係る戸数が四戸以上	申請に係る戸数が四戸以上	申請に係る戸数が四戸以上	申請に係る戸数が五戸以上	申請に係る戸数が五戸以上	申請に係る戸数が四戸以上	申請に係る戸数が四戸以上	申請に係る戸数が四戸以上	申請に係る戸数が四戸以上
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三三七、〇	二六九、〇	三六三、〇	五二六、〇	五八、〇	七六、〇	一二七、〇	〇	〇

備考	<p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ非住宅建築物に定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ共同住宅等に定める額を合算した額とする。</p>
<p>2 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準による認定に係るものに限る。）に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p> <p>一 三〇〇平方メートル未満のもの 八八、〇〇〇円</p> <p>二 三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの 一一三、〇〇〇円</p> <p>三 一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 一四三、〇〇〇円</p> <p>四 二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一九九、〇〇〇円</p> <p>五 五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの 二一八、〇〇〇円</p> <p>六 一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 三二五、〇〇〇円</p> <p>七 二五、〇〇〇平方メートル以上上のもの 三六二、〇〇〇円</p> <p>3 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準による認定に係るものを除く。）に係る申請書に、登録建築物エネ</p>	

<p>ルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p> <p>一 三〇〇平方メートル未満のもの の 一六三、〇〇〇円</p> <p>二 三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの 二一八、〇〇〇円</p> <p>三 一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 二七三、〇〇〇円</p> <p>四 二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 三八九、〇〇〇円</p> <p>五 五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの 四四一、〇〇〇円</p> <p>六 一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 六〇三、〇〇〇円</p> <p>七 二五、〇〇〇平方メートル以上上のもの 六七〇、〇〇〇円</p> <p>4 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p> <p>一 二〇〇平方メートル未満のもの の 一六、〇〇〇円</p> <p>二 二〇〇平方メートル以上のもの の 一七、〇〇〇円</p> <p>5 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書</p>
--

類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。

- 一 二〇〇平方メートル未満のもの
三四、〇〇〇円
- 二 二〇〇平方メートル以上のもの
三八、〇〇〇円

6

共同住宅等であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ②及び同号ロ②に定める基準による認定に係るものに限る。）に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。

- 一 四戸以下のもの 九二、〇〇〇円
- 二 五戸以上一五戸以下のもの
九七、〇〇〇円
- 三 一六戸以上四五戸以下のもの
一二四、〇〇〇円
- 四 四六戸以上のもの 一六五、〇〇〇円

7

共同住宅等であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ②及び同号ロ②に定める基準による認定に係るものを除く。）に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。

- 一 四戸以下のもの 二二七、〇〇〇円
- 二 五戸以上一五戸以下のもの
二四九、〇〇〇円

<p>8</p> <p>共同住宅等であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限り。）に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p> <p>一 四戸以下のもの 四八、〇〇〇円</p> <p>二 五戸以上一五戸以下のもの 五六、〇〇〇円</p> <p>三 一六戸以上四五戸以下のもの 八二、〇〇〇円</p> <p>四 四六戸以上のもの 一二四、〇〇〇円</p>	<p>9</p> <p>共同住宅等であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p> <p>一 四戸以下のもの 一一九、〇〇〇円</p> <p>二 五戸以上一五戸以下のもの 一四一、〇〇〇円</p> <p>三 一六戸以上四五戸以下のもの 二一〇、〇〇〇円</p> <p>四 四六戸以上のもの 三二八、〇〇〇円</p>	<p>10</p> <p>第一項の場合における申請書に</p>
--	---	---------------------------------

<table border="1"> <tr> <td>の</td><td>え</td><td>ル</td><td>メ</td><td>〇</td><td>、</td><td>一</td><td>の</td><td>ル</td><td>メ</td><td>〇</td><td>、</td><td>一</td><td>を</td><td>ト</td><td>平</td><td>〇</td><td>七</td><td>も</td><td>以</td><td>ト</td><td>平</td> </tr> <tr> <td>え</td><td>る</td><td>を</td><td>ト</td><td>平</td><td>〇</td><td>〇</td><td>の</td><td>以</td><td>ト</td><td>平</td><td>〇</td><td>〇</td><td>超</td><td>ル</td><td>方</td><td>〇</td><td>〇</td><td>の</td><td>下</td><td>ル</td><td>方</td> </tr> <tr> <td>る</td><td>も</td><td>超</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>の</td><td>下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>え</td><td></td><td>メ</td><td></td><td>、</td><td>の</td><td>の</td><td></td><td>メ</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>〇</td><td>三</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>〇</td><td>二</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td><td>八</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>九</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>、</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>、</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>〇</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>〇</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>〇</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>〇</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	の	え	ル	メ	〇	、	一	の	ル	メ	〇	、	一	を	ト	平	〇	七	も	以	ト	平	え	る	を	ト	平	〇	〇	の	以	ト	平	〇	〇	超	ル	方	〇	〇	の	下	ル	方	る	も	超					の	下					え		メ		、	の	の		メ			〇	三								〇	二												円	八								円	九													、									、													〇									〇													〇									〇										<table border="1"> <tr> <td>間</td><td>係</td><td>工</td><td>さ</td> </tr> <tr> <td>検</td><td>る</td><td>事</td><td>れ</td> </tr> <tr> <td>査</td><td>中</td><td>に</td><td>た</td> </tr> </table>	間	係	工	さ	検	る	事	れ	査	中	に	た
の	え	ル	メ	〇	、	一	の	ル	メ	〇	、	一	を	ト	平	〇	七	も	以	ト	平																																																																																																																																																																								
え	る	を	ト	平	〇	〇	の	以	ト	平	〇	〇	超	ル	方	〇	〇	の	下	ル	方																																																																																																																																																																								
る	も	超					の	下					え		メ		、	の	の		メ																																																																																																																																																																								
		〇	三								〇	二																																																																																																																																																																																	
		円	八								円	九																																																																																																																																																																																	
			、									、																																																																																																																																																																																	
			〇									〇																																																																																																																																																																																	
			〇									〇																																																																																																																																																																																	
間	係	工	さ																																																																																																																																																																																										
検	る	事	れ																																																																																																																																																																																										
査	中	に	た																																																																																																																																																																																										

宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

【目的】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正に伴い、国の算定基準による手数料の新設その他所要の整備を行うものである。

【改正内容】

- 1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた建築分野における省エネ対策強化に伴う法改正により、手数料の改正を行う。
 - (1) 省エネ性能向上に伴う建物の重量化等に対応した、建築確認・検査制度等の見直しに伴うもの（資料2）
 - ・審査、検査業務の増加等により、建築物等確認申請手数料、建築物等完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料の額を変更する。
 - (2) 全ての新築等建築物に対する省エネ基準適合義務化に伴うもの（資料3）
 - ・住宅用途に対する省エネ基準適合の審査業務の追加により、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額及び備考の条項を追加する。また、建築物等確認申請手数料の備考の条項に加算額を追加する。
 - ・省エネ認定制度の廃止により、建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の部を削除する。
- 2 令和3年に静岡県熱海市で発生した土石流災害を教訓として、宅地造成等規制法が一部改正され、県内全域において令和7年4月1日に規制区域が指定される予定。区域の指定に伴い、盛土内に設置される地下排水施設の中間検査が必要となるため、開発許可を受けて行われる宅地造成工事について、宅地造成等工事許可中間検査申請手数料を新設する。（資料4）

【施行日】

令和7年4月1日

○建築物等確認、完了検査、中間検査申請手数料

単位：円

内容	物件	面積等の区分	改正前手数料		改正後手数料
				構造計算書有	
確認申請	建築物	30 m ² 以下	6,000	9,000	10,000
		30 m ² 超 100 m ² 以下	12,000	14,000	17,000
		100 m ² 超 200 m ² 以下	20,000	22,000	28,000
		200 m ² 超 300 m ² 以下	28,000	34,000	35,000
		300 m ² 超 500 m ² 以下			
		500 m ² 超 1,000 m ² 以下	51,000		71,000
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	73,000		121,000
		2,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	194,000		250,000
		10,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	337,000		450,000
	50,000 m ² 超	552,000		610,000	
	建築設備	昇降機		12,000	14,000
		小荷物専用昇降機		6,000	7,000
	建築設備 (変更)	昇降機		7,000	8,000
		小荷物専用昇降機		4,000	5,000
	工作物			11,000	12,000
工作物 (変更)			6,000	7,000	
完了検査	建築物	30 m ² 以下	11,000		18,000
		30 m ² 超 100 m ² 以下	15,000		26,000
		100 m ² 超 200 m ² 以下	22,000		40,000
		200 m ² 超 300 m ² 以下	33,000		41,000
		300 m ² 超 500 m ² 以下	54,000		55,000
		500 m ² 超 1,000 m ² 以下	74,000		79,000
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	155,000		190,000
		2,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	265,000		330,000
		10,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	452,000		600,000
	建築設備	昇降機		18,000	22,000
		小荷物専用昇降機		11,000	14,000
	工作物		13,000	16,000	
完了検査 (特定工程後)	建築物	30 m ² 以下	11,000		17,000
		30 m ² 超 100 m ² 以下	15,000		24,000
		100 m ² 超 200 m ² 以下	21,000		37,000
		200 m ² 超 300 m ² 以下	32,000		38,000
		300 m ² 超 500 m ² 以下	51,000		54,000
		500 m ² 超 1,000 m ² 以下	70,000		77,000
		1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	149,000		180,000
		2,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	258,000		320,000
		10,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	447,000		590,000
	建築設備	昇降機		17,000	21,000
		小荷物専用昇降機		11,000	13,000
	中間検査	建築物	30 m ² 以下	11,000	
30 m ² 超 100 m ² 以下			14,000		17,000
100 m ² 超 200 m ² 以下			21,000		24,000
200 m ² 超 300 m ² 以下			31,000		32,000
300 m ² 超 500 m ² 以下			49,000		50,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以下			66,000		68,000
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下			134,000		170,000
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以下			230,000		280,000
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以下			396,000		580,000
建築設備		昇降機		17,000	18,000
		小荷物専用昇降機		11,000	12,000
工作物			13,000	14,000	

○省エネ基準適合に関する各評価方法の手数料

単位:円

用途	床面積 又は 住戸数の区分	確認申請と別途申請する 場合の手数料(※1)			確認申請とセットで申請する 場合の手数料(※2)
		評価方法			評価方法
		仕様基準等④	計算法⑤	仕様基準等 ・計算法併用⑥	仕様基準等⑦
一戸建ての住宅	200㎡未満	20,000	39,000	29,000	10,000
	200㎡以上	21,000	43,000	32,000	11,000
共同住宅等又は 複合建築物 に係る住宅部分	4戸以下	56,000	128,000	92,000	34,000
	5戸以上 15戸以下	112,000	267,000	189,000	75,000
	16戸以上 45戸以下	166,000	360,000	263,000	94,000
	46戸以上	241,000	510,000	375,000	132,000

※1の申請パターン例(確認申請手数料は資料1参照)



※2の申請パターン例(確認申請手数料は資料1参照)



※3変更手数料及び軽微変更該当証明手数料は上記の手数料の約50%です。

○宅地造成等工事許可中間検査申請手数料

単位:円

中間検査面積区分		手数料
10,000㎡以下		5,200
10,000㎡超	20,000㎡以下	8,400
20,000㎡超	40,000㎡以下	12,000
40,000㎡超	70,000㎡以下	20,000
70,000㎡超	100,000㎡以下	29,000
100,000㎡超		38,000

議案第三十六号

宇部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件

宇部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成二十四年条例第三十五号）の一部を次のように改める。

令和七年二月十九日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条第一号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、二年以上水道」を「において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号を削り、同条第七号中「一年以上水道」を「一年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「から第六号までに規定する課程に相当する課程」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第五号中「一年以上、第二号の卒業者にあつては二年以上水道」を「二年以上、第二号の卒業者にあつては三年以

上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第一号の卒業者にあっては一年以上、第二号の卒業者にあっては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

七 十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第四号中「中等教育学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条に次の一号を加える。

十一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者にあつては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同号を同条第六号とし、同条

第四号中「第二号」を「第一号若しくは第二号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に、「修了者」を「修了した者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「学科目」を「課程」に、「後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を「（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第四条に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の第四条第五号に規定する講習の課程を修了した者は、同日以後は、改正後の第四条第六号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

「説明」

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）及び水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(布設工事監督者の資格)

第三条

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、二年以上水道

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）
五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(布設工事監督者の資格)

第三条

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

二 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、四年以上水道等
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）
五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

五 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。) において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

七 十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

五 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては一年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第一号の卒業者にあつては一年以上、第二号の卒業者にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

六 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程

九 外国の学校において、第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程

を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程

度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 十年以上上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第四条

一 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

十 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

十一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第四条

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては五年以上、同条第五号に

規定する学校を卒業した者にあつては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 前条第一号、第三号又は第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目

を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあつては八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては六年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者にあつては八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 前条第一号、第三号又は第四号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては七年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあつては九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程 以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては七年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者にあつては九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 外国の学校において、第二号に規定する科目又は前号に規定

五 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程 又は前号に規定

する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者

（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 厚生労働大臣 の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

六 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

産業建設委員会 資料

【議 題】

宇部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件

【目 的】

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

【概 要】

1 主な改正内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直し

(下記のとおり、朱書きが改正箇所)

布設工事監督者の資格要件（第3条）

分類		技術上の 実務経験
大学卒業 (短期大学を除く) ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修 2年以上 (1年以上)
		上記以外を履修 3年以上 (2年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	8年以上
水道工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上

※技術上の実務経験のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること。

水道技術管理者の資格要件（第4条）

分類		技術上の 実務経験
布設工事監督者の資格を有するもの		不要
大学卒業 (短期大学を除く)	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程 又はこれらに相当する課程	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程 並びにこれらに相当する課程以外の課程	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	5年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程 又はこれらに相当する課程	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程 並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	7年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程 又はこれらに相当する課程	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程 並びにこれらに相当する課程以外の課程	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う水道の管理に関する講習の課程を修了		不要

2 施行日

令和7年4月1日